【件名】

新型コロナウイルス:3月以降の日本の水際措置

【ポイント】

- ・3月1日以降、7日間待機を原則としつつ、3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機が不要。
- ・オミクロン株の指定国・地域からの入国者については、3 日間の施設待機。
- ・ワクチン3回目追加接種済み者の待機場所・期間の変更。
- ・公共交通機関使用制限の緩和。

【本文】

2月17日、岸田総理大臣は記者会見において、3月1日以降の水際対策の見直しについて発表したところ、以下のとおりです。

- 1 入国者の待機期間等
- (1)7日間待機を原則としつつ、3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機は不要。オミクロン株の指定国・地域からの入国者については、3日間の施設待機とする。
- (2) ワクチン3回目追加接種済みの方について
- ・オミクロン株指定国・地域からの入国者:3日間の施設待機に代えて、3日間の自宅 等待機。
 - ・上記以外の国・地域からの入国者:自宅等待機を免除。
- (3)日本到着後、待機のための空港から自宅等までの移動につき、空港到着時の検査から24時間以内に限り、公共交通機関の使用を可能とする。
- 2 外国人の新規入国

外国人新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国が認められる。

3 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日3,500人目途を、3月1日から1日5,000人目途 に引き上げ。

4 エチオピアから日本への渡航・帰国

2月22日現在、エチオピアはオミクロン株の指定国に該当しません。右の指定がなければ、3月1日以降、エチオピアからの入国者に対する措置は以下のとおりとなります。

(1) 自宅等待機期間:7日間待機を原則としつつ、3日目の検査で陰性が確認された場合、

それ以降の待機が不要となる (施設待機なし)。

- (2) ワクチン3回目追加接種者:自宅等待機が免除。
- (3)公共交通機関の利用:空港から自宅等までの移動につき、空港到着時検査から24時間以内に限り、公共交通機関の使用が可能。

以上

【在エチオピア日本国大使館】

代表電話:011-667-1166

《緊急連絡先》

警備領事班

0911-200-721 (高橋) <u>eiji.takahashi@mofa.go.jp</u>

0911-216-773 (中崎) taisei.nakazaki@mofa.go.jp

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete